

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成30年3月7日（平成30年（行個）諮問第37号）

答申日：平成30年6月21日（平成30年度（行個）答申第48号）

事件名：本人が特定月に行った保有個人情報開示請求に関して作成等した文書の一部開示決定に関する件（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、以下に掲げる各文書（以下、併せて「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

文書1 「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」
（20171010統第1号，平成29年11月9日）

文書2 「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」
（20171006統第1号，平成29年11月2日）

文書3 「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」
（20171017統第1号，平成29年11月15日）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項に基づく開示請求に対し、平成29年12月25日付け20171127統第2号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人は、特定年月日1に、本件の担当課室である鉱工業動態統計室担当者（以下「担当者」という。）から大臣官房調査統計グループ（以下「調査統計グループ」という。）の開示請求に対する文書の探索に係る説明を受けたが、その説明によれば、開示すべき文書の探索は調査統計グループ内で保有する文書のみしか探索はしていないとのことであった。

審査請求人は、調査統計グループのみを対象として開示請求を行ったのではなく、法2条において定められている行政機関である経済産業省に対して開示を求め、その旨をあえて本件の開示請求書にも記している。

さらに、その理由を確認したところ、「（審査請求人の）開示請求は個

人情報なので他の部門には確認できない（ので省内の他部門に対しての確認等はしなかった）」との説明があったが、この説明によれば、本件に限らず、これまでに審査請求人が経済産業省に対して行った開示請求で、鉱工業動態統計室が担当課室とされているもの全てが、調査統計グループ内で保有する文書の探索のみしか行っていない違法な開示決定又は不開示決定であったということとなり、とても原処分を容認することはできない。

これまで審査請求人が行った他の開示請求案件について、調査統計グループが、情報公開・個人情報保護審査会に提出した理由説明書において、「探索したが他に開示すべき文書はなかった（ので原処分は妥当）」とその正当性を主張した記載そのものが、「虚偽記載」と受け止められても何ら不自然ではない、情報公開制度そのものを愚弄するような開示請求対応であると断じたいと思う。

その後、調査統計グループからは、担当者の発言について、特定年月日2に至るまで、訂正や釈明も含めた説明は一切なく、原処分も調査統計グループ内でのみ開示すべき文書を探索しただけで「他には開示すべき文書はない」こととした、違法な（部分）開示決定である疑いが極めて強いため、改めて適法な開示手続を踏んだ文書の探索を、経済産業省全体として行ってもらうため、審査請求を行う。

なお、担当者の特定年月日1の説明については、事前に経済産業省に伝えた録音に、明確に記録されていることを申し添える。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 事案の概要

本件請求保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報 を特定し、平成29年12月25日付け20171127統第2号により、原処分を行った。

2 原処分及びその理由

処分庁は、本件開示請求を受け、本件対象保有個人情報を特定し、法18条1項の規定により、保有個人情報の一部を開示する旨の原処分を行った。

原処分を行った理由は、具体的には次のものである。

「審査請求人が、本年10月に行った3件の開示請求に対応するために経済産業省が行った、「事実関係等に係る確認」、「事実関係等に係る検討」、「事実関係等に係る調査」、「意思決定」等、目的を問わず、経済産業省として作成、保有、利用等を行った全ての文書（メール、メモといった文書の体裁は問わない。）」として存在する文書は、文書1ないし文書3が全てである。」

3 審査請求人の主張についての検討

本件審査請求において、審査請求人は、処分庁が本件対象保有個人情報

として特定しなかった保有個人情報の開示を求めているので、以下、原処分
の妥当性について検討する。

審査請求人は、他の開示すべき行政文書が欠けている旨主張するが、諮
問庁は審査請求人の主張も踏まえ改めて本件対象保有個人情報の探索を行
ったものの、本件対象保有個人情報以外の存在は確認できなかったことか
ら、本件対象保有個人情報を特定した原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、何ら理由がなく原処分の正当
性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年3月7日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年6月19日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものである。

審査請求人は、本件対象保有個人情報の再特定を求めており、諮問庁は
本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示した原処分を妥当として
いることから、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討
する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 本件対象保有個人情報の特定について、当審査会事務局職員をして諮
問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件開示請求は、審査請求人が特定年月に経済産業省に対して行っ
た3件の保有個人情報開示請求への対応に際して、同省が作成又は取
得した文書に記録された審査請求人本人に係る保有個人情報の開示を
求めるものと解し、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報と
して本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示した。なお、上
記3件の保有個人情報開示請求への対応は、専ら、調査統計グループ
に属する鉱工業動態統計室において行っている。

イ 本件審査請求を受け、改めて本件請求保有個人情報に該当する情報
が記録されている可能性のある行政文書の探索を行ったが、本件文書
の外に該当する行政文書の存在を確認することができなかったことか
ら、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する情
報は保有していない。

(2) 当審査会において、本件諮問書に添付された本件文書を確認したとこ

る、当該文書に記録された保有個人情報に本件請求保有個人情報に該当するものと認められる。また、本件文書以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が記録されている文書は保有していない旨の上記（１）の諮問庁の説明は不自然、不合理とはいえず、他に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報以外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、その一部を開示した決定については、経済産業省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

(別紙)

審査請求人が、特定年月に行った3件の開示請求に対応するために経済産業省が行った、「事実関係等に係る確認」、「事実関係等に係る検討」、「事実関係等に係る調査」、「意思決定」等、目的を問わず、経済産業省として作成、保有、利用等を行った全ての文書（メール、メモといった文書の体裁は問わない。）

※上記「全ての文書」の中には、上記のために利用した法令（経済産業省の内規を含む。）等、経済産業省鉱工業動態統計室長の異動に伴う引継資料（該当する記載がない場合はその旨不開示理由に明記されたい）といった文書を含むことに留意されたい。

また、あえて言う必要もない当然のことではあるが、「経済産業省」とは調査統計グループのみならず、「経済産業省全体」を指すことに十分に留意し、法（経済産業省の内規を含む。）にのっとり、開示すべき文書は全て、適法に開示願いたい。